



とちぎで在宅医療

～住み慣れた地域や自宅で
安心して暮らすには～

はじめに

栃木県では、2025年に県民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者になると見込まれています。

このリーフレットでは、「住み慣れた地域で、いつまでも暮らしていきたい」と希望している方々を支援する「在宅医療」についてご紹介します。

2023年1月
栃木県保健福祉部医療政策課

在宅医療とは？

「**在宅医療**」とは、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、リハビリ専門職などの医療従事者が、**訪問診療**や**往診**などにより、自宅や施設で提供する医療行為のことをいいます。

主に病院などで行われている「入院医療」や、患者が診療所などに通う「外来医療」に次ぐ**第3の医療**として、その提供体制の整備が進んでいます。

1 訪問診療

定期的に患者宅を訪問して行う診療

在宅医療



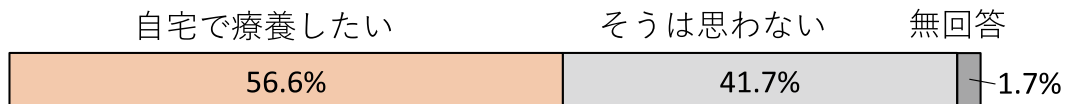
2 往診

患者等の求めに応じて患者宅を訪問して行う診療

自宅での看取りも可能

栃木県の調査では、長期療養が必要で通院が困難な場合に、**約6割の県民が自宅で療養したい**という結果が出ており、「**在宅医療**」はこの願いを叶える手段の一つです。

【長期療養が必要で通院が困難な場合、自宅で療養したいと思いますか (n=1,236)】



出典：2022年度 栃木県政世論調査

在宅医療に関するQ & A

Q1：在宅医療は高齢者の方だけが対象ですか？

A1：自宅や施設で療養したい方で、通院することが難しい方であれば、年齢・病気・障害の種類に関係なく在宅医療を選択することができます。

Q2：在宅医療を受けていても、症状が急変した場合など、必要な時に対応してくれますか？

A2：在宅医療を行う医師や看護師が、24時間365日連絡を取れる体制をとっていますので、対応することが可能です。



在宅医療を受けるには？

在宅医療を受けたい場合には、ご家族などと話し合い、窓口となる専門職に相談しましょう。



通院中の方



定期的な通院が困難になってきた場合など

かかりつけ医に相談してみましょう。

ただし、専門外などの理由で、在宅医療の対応が困難な場合もありますので、その場合には、在宅医療を実施している医療機関を紹介してもらえないか相談してみましょう。

入院中の方



退院後も医療的ケアが必要になった場合など

多くの病院には「地域医療連携室」などの相談室が設けてありますので、その医療ソーシャルワーカーや看護師などに相談してみましょう。

在宅での療養についてのアドバイスや、在宅医療を実施している医療機関を紹介してもらえます。

コロナ禍における在宅医療

新型コロナウイルス感染症の流行により、病院内での感染を防止するため、入院患者との面会を制限せざるを得ないケースがあります。

入院しながら療養をされている方の中には、住み慣れた地域に戻って、家族や友人、ペットとともに過ごしながら療養生活を送りたいと、在宅医療に切り替える方もいます。

おうちで
過ごしたいわ



すでに自宅療養中の方や介護保険を利用中の方

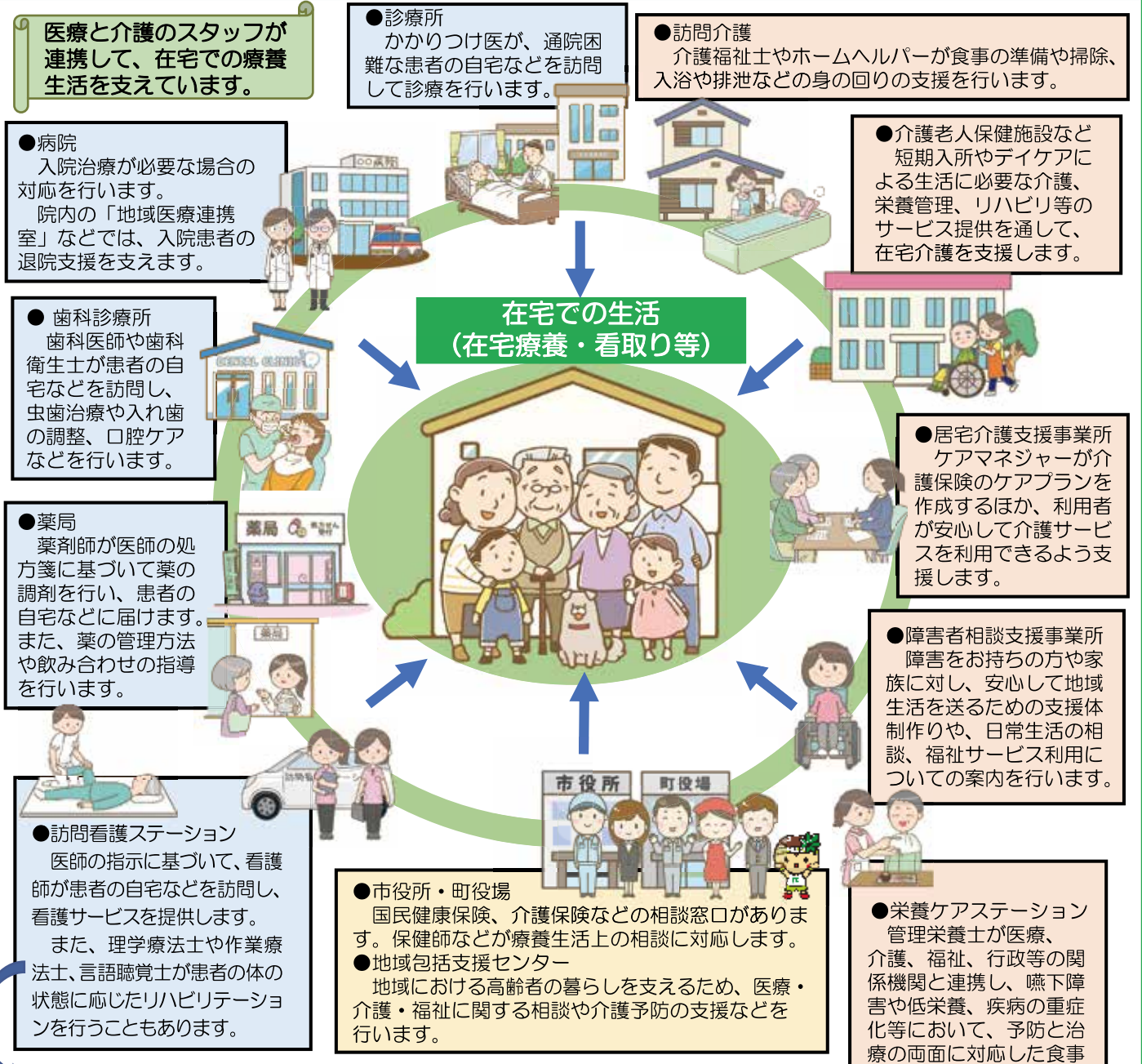


体が徐々に弱ってきて心配になった場合など

お近くの「地域包括支援センター」か、担当のケアマネジャーに相談してみましょう。

訪問診療を実施している医療機関や利用可能なサービスを紹介します。

在宅での療養生活を支えてくれる主な機関



地域と家庭のナース それが訪問看護師です

在宅医療を行う医師の指示のもと、自宅などを訪問して、その方の病気や障害に応じた看護を行うのが訪問看護師です。

訪問看護師は、日頃から、患者の様子を観察し、本人に必要な医療は何か、今後どのような症状の変化が予測されるかなどを、常に状況判断しながら適切な対応を行います。

また、緊急時には、24時間いつでも相談を受け、救急車の手配や医師への連絡などを行うとともに、看取りの際には、最期まで患者や家族を支えます。

患者の一番近くで在宅医療を支えるエキスパートです。



栃木県では訪問看護のPR動画を制作しました。
 URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/houmonkango.html>



在宅での療養生活の例（Aさんの場合）



- Aさん
- ・ 85歳の女性で、一人暮らしをしている
 - ・ 人工肛門があり、認知症を患っている
 - ・ 要介護2の認定を受けている

Aさんは、45歳で大腸癌になり、手術を受けて人工肛門を作りました。そして、80歳で認知症になり、自分だけで人工肛門の管理をしていくことが難しくなりました。



Aさんには、近所に住んでいる息子さんがいますが、息子さんは仕事をしており、常にAさんを見ていただける状況ではありません。



息子さんは、Aさんを入院させることも考えましたが、以前から、「これからもずっと自宅で過ごしたい。自分で出来ることは自分でやりたい。」と、Aさんが言っていたことを思い出し、今後もAさんが自宅で療養生活を続けることができないうか、担当のケアマネジャーに相談しました。

相談を受けたケアマネジャーは、週2回の訪問看護と、週5回の訪問介護を提案しました。



訪問看護師がAさんの体調管理や人工肛門の管理を行うとともに、訪問介護員（ホームヘルパー）がAさんの家事の支援や清掃などを行うことになりました。



その結果、多くの医療・介護関係者に支えられ、Aさんの在宅での療養生活は続いています。息子さんや近所に住む友人らが定期的にAさんに会いに行くと、Aさんは住み慣れた自宅で自分らしく生活ができているようで、とても幸せそうな顔を見せてくれています。



< Aさんの在宅での療養生活にかかる1ヵ月間の自己負担費用の例（参考） >

- ・ 訪問看護：週2回（30分以上1時間未満の訪問看護（緊急時対応含む）） 約7～8千円
- ・ 訪問介護：週5回（20分以上30分未満の身体介護と、45分以上70分未満の生活援助の組み合わせ） 約8千円～1万円

※お住まいの地域や利用する医療・介護サービスの内容などにより、費用に変更がありますのでご注意ください。

お問合せ先

栃木県保健福祉部医療政策課在宅医療・介護連携担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20

TEL:028-623-3046 E-mail:zaikairenkei@pref.tochigi.lg.jp

*このリーフレットは、栃木県ホームページからダウンロードできます。

トップページ > 福祉・医療 > 医療 > 医療施策 > 在宅医療のご案内

URL https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/zaitakuiryou_hp.html



人生の終わりまで、あなたは、どのように、過ごしたいですか？



人生会議 (ACP)

をはじめてみませんか？

人生会議 (ACP) とは、あなたが望む医療やケアについて
前もって考え、信頼できる人と繰り返し話し合い、共有することです。

誰でも、いつでも
命に関わる大きな病気やケガをする
可能性があります。

命の危険が迫った状態になると
約70%の方が
医療やケアなどを自分で決めたり
望みを人に伝えたりすることが
できなくなると言われています。

自らが希望する
医療やケアを受けるために
大切にしていることや
望んでいること
どこでどのような
医療やケアを望むかを

自分自身で前もって考え
周囲の信頼する人たちと話し合い
共有することが重要です。



話し合いの進めかた (例)



栃木県では、人生会議 (ACP) のきっかけとなるよう啓発動画を作成しています。詳しくは、栃木県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/acp.html>

